

- (3) 当該施設の構造及び設備に係る変更であって次のアからセまでに掲げる施設の種別に応じ、当該アからセまでに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴い設計計算上達成することができない排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に關する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの
- ア 汚泥の脱水施設 脱水機
 イ 汚泥の乾燥施設 乾燥設備
 ウ 焼却施設 燃焼室
 エ 廃油の油水分離施設 油水分離設備
 オ 廃酸又は廃アルカリの中和施設 中和槽
 カ 廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設 破碎機
 キ 政令第7条第9号に掲げる施設 混練設備
 ク 政令第7条第10号に掲げる施設 ばい焼室
 ケ 政令第7条第11号に掲げる施設 熱分解設備又は分解槽
 コ 政令第7条第12号の2に掲げる施設 反応設備
 サ 政令第7条第13号に掲げる施設 洗浄設備又は分離設備
 シ 政令第7条第14号イに掲げる施設 外周仕切設備
 ス 政令第7条第14号ロに掲げる施設 擁壁又はえん堤
 セ 政令第7条第14号ハに掲げる施設 遮水層又は擁壁若しくはえん堤
- (4) 処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。）
- (5) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。）
- (6) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項の変更（当該変更によって頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。）
- (7) 前2号のほか、当該施設の維持管理に関する事項の変更
- (8) その他知事が適当と認める変更
- 4 前条第2項から第4項までの規定は、設置者が第1項の協議を行う場合について準用する。この場合において、同条第2項中「手続」とあるのは「手続で当該変更に係るもの」と、同条第3項及び第4項中「施設設置に係る事業概要書」とあるのは「施設変更に係る事業概要書」と読み替えるものとする。
 （施設譲受け等の事前協議）
- 第19条の3 既存の施設を譲り受け、又は借り受けて（合併若しくは分割又は相続により譲り受ける場合その他知事が別に定める場合を除く。以下同じ。）、産業廃棄物の処理の用に供しようとする者（以下「譲受者等」という。）は、当該施設の利用に係る事業計画の概要を記載した書類（別記第11号様式。以下「施設譲受け等に係る事業概要書」という。）を保健所長を経由して、知事に提出し、協議を行わなければならない。この場合において、法に基づく廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可申請又は産業廃棄物処理業の許可申請（変更許可申請を含む。）若しくは変更届出をしなければならない施設については、その前に協議を行わなければならない。
- 2 第19条第3項及び第4項の規定は、譲受者等が前項の協議を行う場合について準用する。この場合において、これらの項中「施設設置に係る事業概要書」とあるのは、「施設譲受け等に係る事業概要書」と読み替えるものとする。
 （施設転用の事前協議）
- 第19条の4 既存の廃棄物の処理の用に供する施設で自らの事業（廃棄物の処理の事業を含む。）により生ずる廃棄物のみを処理しているものを転用して、産業廃棄物の処理の用に供しようとする者（以下「施設転用者」という。）は、当該施設についての転用に係る事業計画の概要を記載した書類（別記第12号様式。以下「施設転用に係る事業概要書」という。）を保健所長を経由して、知事に提出し、協議を行わなければならない。この場合において、法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請（変更許可申請を含む。）又は変更届出をしなければならない施設については、その前に協議を行わなければならない。
- 2 第19条第3項及び第4項の規定は、施設転用者が前項の協議を行う場合について準用する。この場合において、これらの項中「施設設置に係る事業概要書」とあるのは、「施設転用に係る事業概要書」と読み替えるものとする。
 第20条を次のように改める。
 （事業計画書の提出等）
- 第20条 第19条から前条までのいずれかの規定により事業計画の概要を記載した書類の提出を行った者（以下「事前協議者」という。）は、速やかに、当該事業計画を記載した書類を作成し、保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の事業計画を記載した書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 第19条の規定により施設設置に係る事業概要書を提出した者 施設設置に係る事業計画書（別記第13号様式）
- (2) 第19条の2の規定により施設設置に係る事業概要書を提出した者 施設変更に係る事業計画書（別記第14号様式）
- (3) 第19条の3の規定により施設譲受け等に係る事業概要書を提出した者 施設譲

- 受け等に係る事業計画書（別記第15号様式）
- (4) 第19条の4の規定により施設転用に係る事業概要書を提出した者 施設転用に係る事業計画書（別記第16号様式）
- 3 第1項の事業計画を記載した書類には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、第19条から前条までのいずれかの協議を終了した施設について、再度これらの規定による協議を行う必要が生じた場合は、知事が必要でないとする書類及び図面を省略することができる。
- (1) 当該施設、その搬出入路（公道を除く。以下同じ。）等当該事業の用に供する場所（以下「事業区域」という。）の位置図（縮尺2万5千分の1から5万分の1まで程度のもので、搬出入経路が明記されていること。）及びその付近の状況がわかる地形図（縮尺2千5百分の1から5千分の1まで程度のもので、搬出入経路が明記されていること。）
- (2) 当該事業区域の現況写真（提出日前の2週間以内に撮影したもの）
- (3) 字図（公図の写し）に事業区域を枠囲い等で明示したもの
- (4) 事業区域となる土地（建物がある場合は、建物を含む。以下同じ。）の登記簿謄本
- (5) 事前協議者が事業区域となる土地の所有権を有しない場合は、これらの使用権限を証する書類
- (6) 当該施設の配置図
- (7) 当該施設の処理能力を明らかにする書類及び図面
- (8) 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (9) 最終処分場にあつては、次に掲げる書類及び図面
- ア 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- イ 埋立処分の計画を記載した書類
- ウ 災害防止のための計画書
- エ 事業区域及び埋立に供する場所の測量図（測量士が作成した求積図又は丈量図）及び隣接土地所有者（管理者）との敷地境界確認書
- (10) 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程図、その他処理の計画を記載した書類
- (11) 当該施設に係る構造基準及び維持管理基準に対する対応状況を記載した書類
- (12) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- (13) 当該事業に係る他法令の手續の必要の有無及び手續の状況を記載した書類
- (14) 当該施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- (15) 当該施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類
- (16) 事前協議者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿謄本
- (17) 事前協議者が個人である場合には、住民票の写し
- (18) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
- 4 第2項に定める事業計画を記載した書類並びに前項に定めるこれらに添付する書類及び図面（以下「事業計画書等」という。）は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、文化財、景観、防災等生活環境保全上必要な調査をあらかじめ行ったうえで作成しなければならない。
- 5 知事は、事前協議者に対して、事業計画書等の作成について指導及び助言を行うことができる。
- 第21条の見出しを「(手續)」に改め、同条中「事業計画書の提出を行った事業者等」を「事業計画書等の提出を行った者（以下「事業計画書等提出者」という。）」に改め、同条各号を次のように改める。
- (1) 第19条及び第19条の2の協議で、当該協議に係る施設（移動式のものを除く。）が産業廃棄物処理施設である場合は、知事が別に定める「熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」の手續
- (2) 前号に該当しない場合は、次条及び第23条に定める手續
- 第22条第1項中「前条第2号に規定する事業者等から事業計画書の提出があつた場合で、当該事業計画書」を「事業計画書等提出者からの協議が前条第2号に該当する場合で、当該事業計画書等」に改め、同条第2項を次のように改める。
- 2 事業計画書等提出者は、知事又は関係市町村長から関係市町村長に当該事業計画書等の内容について説明するよう求められたときは、これを行わなければならない。
- 第22条第3項中「当該事業計画書」を「事業計画書等」に、「当該事業者等」を「当該事業計画書等提出者」に改め、同条第4項を次のように改める。
- 4 事業計画書等提出者は、提出した事業計画書等において、次の各号に掲げる事項の変更をしようとする場合は、事業計画変更届出書（別記第17号様式）を保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、その変更が次項に規定する軽微な変更であるときは、この限りでない。
- (1) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類
- (2) 当該施設の処理能力
- (3) 当該施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (4) 当該施設の維持管理に関する計画
- 第22条中第6項を第7項とし、同条第5項中「別記第12号様式」を「別記第18号様式」に、「当該事業者等」を「事業計画書等提出者」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。